

## 契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 株式会社 S&S investments  
住所 〒108-0075  
東京都港区港南2-16-4 グランドセントラルタワー8階  
TEL 050-5850-2339

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。  
登録番号：関東財務局長（金商）2630号

### ○ 有料会員契約の概要

- ① 有料会員契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### ○ 報酬等について

有料会員契約による報酬等

#### ① 基本報酬

有料会員契約により、国債、地方債、社債券、株券又は新株予約権証券、投資信託又は外国投資信託の受益証券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、投資情報レポートを月に一回程度発行いたします。

その料金として、一契約あたり月額金3,240円（消費税を含む。）をいただきます。

#### ② 追加報酬

お客様からの要望により、面談の方法で個別にご相談に応じ、助言を行います。その場合、一時間当たり10,800円の報酬をいただきます。

なお、面談は弊社にお越しいただくことを基本としています。出張面談をご希望の場合は、別途出張費及び交通費をいただきます。

契約期間は半年間とします。ただし、お客様から、契約満了日の1か月以上前に書面による解約のお申出がない場合、契約は、契約満了日の翌日を始期として半年間延長されるものとし、その後も同様に自動更新をさせていただきます。

報酬算定の基準日、計算期間及び支払日は、以下のとおりです。

#### (1) 基本報酬

基準日	毎月末日。
計算期間	契約開始日又は前基準日の翌日から基準日まで。

支払日	基準日の属する月の基本報酬を当該月末日（当該日が休業日の場合は、前営業日）まで。
-----	--

(2) 追加報酬（お客様の要望により、面談等で個別に助言を行った場合）

基準日	毎月末日。
計算期間	契約開始日又は前基準日の翌日から基準日まで。
支払日	基準日の属する月の追加報酬を 当該月末日（当該日が休業日の場合は前営業日）まで。

○ 有価証券等に係るリスク

有料会員契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

① 国債、地方債及び外国が発行する債券

価格変動リスク：国債等の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では国債価格は下落し、逆に金利が低下する過程では国債価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合に市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができないリスクがあります。

発行者の信用リスク：国債及び地方債は元本と利子の支払いをその発行者である国、地方公共団体が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である国及び地方公共団体の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクがあります。

② 株券及び新株予約権証券

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 社債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

④ 投資信託又は外国投資信託の受益証券

投資信託又は外国投資信託の受益証券取引においては、値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従っ

て投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## ○ クーリング・オフの適用

この有料会員契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

### ① クーリング・オフ期間内の契約の解除

- (1) 契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面またはメールによる意思表示で有料会員契約の解除を行うことができます。
- (2) 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- (3) 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとさせていただきます。

#### (イ) 基本報酬

- ・有料会員契約に基づく助言を行っていない場合：  
有料会員契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
- ・有料会員契約に基づく助言を行っている場合：  
日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結日から解除日までの日数。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

#### (ロ) 追加報酬

解除時までに行った助言の回数に応じて算定した追加報酬額をいただきます。

### ② クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- (1) クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月以上前までの書面による意思表示で契約を解除でき、契約解除申出書が当社に到達した日の属する月の翌月末日をもって契約は終了します。

#### (イ) 基本報酬

解約の理由を問わず、契約締結日から解約の期間までに相当する報酬額として月割り計算により算出した金額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の月数×契約締結日から解除日までの月数。）を差し引いた金額を返金します。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

#### (ロ) 追加報酬

解除時までに行った助言の回数に応じて算定した追加報酬額をいただきます。

## ○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

## ○ 有料会員契約の終了の事由

有料会員契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき



受付窓口： コンプライアンス部

電話番号： 050-5850-2339（10:00～18:00；土・日・祝日は除く）

eメールアドレス：[info@ssinvestments25.com](mailto:info@ssinvestments25.com)

郵送先住所：〒108-0014 東京都港区芝浦4-22-1-1609

## 8 当社の紛争解決措置について

当社は、東京三弁護士会が行うあっせん又は仲裁手続きを通じて、投資助言・代理業務関連の紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、下記の連絡先にお申出ください。

東京弁護士会 紛争解決センター

TEL 03-3581-0031

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9時30分～12時00分 13時00分～15時00分

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階

第一東京弁護士会仲裁センター事務局

TEL 03-3595-8588

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9時30分～12時00分 13時00分～16時00分

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階～13階

第二東京弁護士会仲裁センター事務局

TEL 03-3581-2249

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9時30分～12時00分 13時00分～17時00分

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階

弁護士会等が行うあっせん又は仲裁手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん人の選任
- ③ あっせん期日の調整
- ④ あっせん人によるお客様、協定締結業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

## 9 弊社が行う業務

弊社は、投資助言業の他に、金融知識に関するセミナー事業や各種メディアに対する執筆活動、及び経営コンサルタント業を行っております。